

令和2年4月10日

保護者の皆様

島根県立出雲農林高等学校

校長 山根 登

新型コロナウイルス感染症への対応についておよび
新型コロナウイルス感染症への対応に関する偏見や
差別を生まないための指導について（お知らせ）

陽春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島根県教育委員会から新型コロナウイルス感染症への対応および、新型コロナウイルス感染症への対応に関する偏見や差別を生まないための指導について通知がありました。

つきましては、これらの通知を踏まえて本校の対応を次のとおりとしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 本校における新型コロナウイルス感染症への対応について
別添1を参照ください。
2. 寄宿舍（明耕寮）における新型コロナウイルス感染症への対応について
別添2を参照ください。
3. 新型コロナウイルス感染症への対応に関する差別や偏見を生まないための指導について
感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものとし、このような偏見や差別が生じないようにするため、以下内容を生徒に指導いたしましたので、保護者の皆様方もご理解をよろしく願います。
 - (1) 配慮に欠ける言動等について
 - (2) 不確かな情報を拡散等について
 - (3) 偏見や差別と思われる事案への対応について※ 上記の内容の詳細については、別添3を参照ください。

別添 1

保護者の皆さまへ

島根県立出雲農林高等学校

本校における新型コロナウイルス感染症への対応について

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、新年度の学校での教育活動を進める上で、次のような対応を進めていきます。

感染症対策を有効に進めるためには、学校と家庭が連携をとって取り組むことが大切です。次の対応についてご理解いただき、家庭でのご協力をお願いします。

なお、今後感染拡大等の状況変化により、対応を変更する場合があります。

■感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力をつけること」です。

① 感染源を絶つこと

家庭で、毎朝の検温と風邪症状の確認をお願いします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え自宅で休養していただくようお願いいたします。

登校後、発熱等の風邪の症状がみられた場合は、保護者へ連絡し同様に自宅での休養をお願いします。

② 感染経路を絶つこと

正しい手洗いや咳エチケットを徹底してください。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。

(2) 集団感染リスクへの対応

政府の専門家会議が3月19日に示した提言では、集団感染を避けるための3つの条件として、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人の手が届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

が重要であることが示されています。学校では次のような対応を行います。

- ・教室等のこまめな換気の徹底
- ・集会では距離をとって整列させる

■県内において感染例が判明した場合の対応

県内において感染例が判明した場合、判明した感染者の状況や感染者の行動の状況などを総合的に考慮し、次の考え方により教育委員会が対応を決定します。

(1) 生徒や教職員本人が、感染者や濃厚接触者に特定された場合

- ・学校の全部又は一部の臨時休業を実施

(2) 判明した感染者が(1)以外の場合

- ・判明の状況によって、学校の全部又は一部の臨時休業を実施

なお、(1)において、該当者の状況により、臨時休業を行わず、該当者が登校・出勤しない形での対応をする場合があります。

■新年度の部活動や授業等について

(1) 新年度始業式以降の部活動について

① 自校での部活動実施について

手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底させるとともに、専門家会議で示された3つの条件が重ならないよう、以下の点に留意して実施することができることとします。

- ・発熱等の風邪の症状がみられる生徒は参加させず自宅での休養を指示する
- ・屋内で活動する場合、こまめな換気を心掛ける
- ・多くの人々が密集する活動とならないよう配慮する
- ・近距離での会話、大声での発声をできるだけ控える
- ・部室等は、短時間での利用とし、一斉に利用しないよう心掛ける

② 学校外における部活動実施について

4月8日の島根県教育委員会の通知により、少なくとも5月15日までは自校で実施する部活動のみとし、県内外にかかわらず他校の生徒と交流することとなる合同練習や合宿等の実施、公式試合を含む対外試合やコンクール等への参加は全て中止とします。

(2) 体育の授業での実技について

一度に大人数で集まり、生徒が密集する活動とならないよう配慮して実施します。なお、発熱、咳などの風邪の症状がある生徒等は参加させないなど、感染防止の対策を十分にとります。

(3) 昼食について

生徒の食事前の手洗いを徹底し、会食時は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、また、会話を控えるなどの指導をします。

別添 2

保護者の皆さまへ

島根県立出雲農林高等学校

寄宿舎（明耕寮）における新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 帰省先からの帰寮時の対応について

(1) 帰寮前の健康状況と入寮の意思の確認

- ① 長期休業（夏季休業、冬季休業、学年末・学年始休業）中に帰省している生徒及び新入生に対して、電話などの方法により、本人について以下の点を確認する。
 - ・体温の状況、発熱等の風邪症状はないか
 - ・休業中の生活の状況について（海外渡航の有無、周辺の感染者の状況など）
- ② 発熱等の風邪症状がある場合は、当面入寮を見合わせ、家庭での待機を要請する。
- ③ 学校が行う寄宿舎での感染症対策の取組（下記2のとおり）を説明し、帰寮後生徒自身が感染防止対策を確実に行うことを確認する。
- ④ 帰寮に向けて、公共交通機関を利用する予定の場合は特に、移動中マスクを着用するなどの感染症対策を万全にさせる。

(2) 帰寮時の健康状況の確認

帰寮の際に、検温と風邪症状の確認を行う。発熱等の風邪症状がある場合は、当面入寮を見合わせ、家庭での待機を要請する。

2. 寮の生活における対応（感染例判明前）

(1) 感染源を絶つ取組

- ① 毎朝の検温、風邪症状の確認を行い、記録をとる。
- ② 発熱（37.5度以上）やのどの痛み、長引く咳（1週間前後）や倦怠感が確認される場合は、他の生徒と接触しない措置をとる。

(2) 感染経路を絶つ取組

- ① 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ② 共有スペースや舎室を定期的に換気する。
- ③ ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの生徒が手を触れる場所を、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）や薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤を使用して清掃を行う。
- ④ 食事をとる前には、手洗いを徹底する。

(3) 抵抗力を高める取組

- ① 免疫力を高めるため、十分な睡眠を確保させる。
- ② 栄養バランスの取れた食事となるようにする。

3. 感染が疑われる生徒が発生した場合

(1) 感染が疑われる生徒への対応

学校から保護者に連絡を取り、初期対応について相談し、家庭での対応が可能な場合は保護者に引き渡す。学校で対応する場合は、以下のように対応する。

- ① 高志館（本校記念館）などに移らせ、他の生徒と接触しない措置をとる。
- ② 学校から学校医に連絡の上、帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ③ 帰国者・接触者相談センターへの相談結果や保健所からの指示により、医療機関での受診、静養などの対応をする。
- ④ 指示により結果帰国者・接触者外来を受診し、医師が検査の必要ありと判断した場合は、PCR検査を受ける。

(2) 寄宿舍内の対応

- ① 他の生徒に発熱等の風邪症状がないか確認する。症状が確認される場合は、登校させず、(1)により対応する。
- ② 改めて2で示した感染防止対策を徹底する。
- ③ 感染が判明した場合は、保健所による検査などの対応に従う。

4. PCR検査の結果、在寮中の生徒の感染が判明した場合

(1) 感染した生徒への対応

- ① PCR検査結果や病院搬送の手続きについて学校から保護者に連絡し、対応について了解を取る。
- ② 救急車等により感染症指定医療機関に搬送、入院。

(2) 濃厚接触者と認定された生徒への対応

- ① 健康観察を続けながら、14日間は寄宿舍で待機する（帰省不可）。
- ② 学校から保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに対応についての了解を取る。
- ③ 健康の状況が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- ④ 寄宿舍の構造や感染者の行動状況等により、PCR検査が必要と判断される場合は、検査を実施することがある。

(3) その他の生徒への対応

保健所の検査を受け、その指導に従い対応する。

その指導により閉寮の必要がある場合は、学校から保護者に連絡を取り、帰省の準備を進める。

閉寮しない場合は、感染症対策を万全に行い、2, 3, 4の対応を徹底する。

新型コロナウイルス感染症に関するお願い

～人権への配慮といじめの防止について～

〈生徒の皆さんへ〉

新型コロナウイルスの感染が全世界で拡大する中、日本は世界と協力し合って感染症の拡大防止に取り組んでいます。しかし、SNSなどでは、感染した人やその家族、治療に当たった医療関係者、特定の国の人に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みなどが散見されます。人を傷つける言動は決してあってはならないですし、そのような書き込みを鵜呑みにして拡散したりすることは、不安をさらに広げるだけで問題の解決にはまったくつながりません。間違った情報に惑わされないよう、身近な人と情報を確認しあったり、科学的に考えたりするなど、落ち着いた行動をとりましょう。

そして、新型コロナウイルス感染症に関するいじめもあってはなりません。あなたの周りで不安な気持ちを抱えている人を見かけたら、優しく声をかけるなど、みんなで一緒に支えてあげてください。

もし心が傷ついたときは、ひとりで悩まず、すぐに家族や友人、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談などの相談窓口も利用できます。

これらのことはいじめ等すべての人権侵害についても言えることです。だれもが自分も他人も大切にし、だれもが安心して過ごせる学校を作りましょう。

すること

- ・不安な人を支えよう。
- ・ひとりで悩まず相談しよう。
- ・自分も他人も大切にしよう。

しないこと

- ・人を傷つける言動を行わない。
- ・不確かな情報を拡散しない。
- ・間違った情報に惑わされない。

〈保護者の皆さんへ〉

新型コロナウイルス感染症について、誤った情報による感染者、医療関係者、外国人の方等に対する差別やいじめ等が報道されています。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることをのまないよう、国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報を入手するように努めていただき、地域・家庭においても、正しい理解と認識を得られるようにお話し合ってください。

また、子供のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めてください。



【いじめ相談テレフォン】	0120-779-110
【24時間子供 SOS ダイアル】	0120-0-78310
【子どもの人権 110 番】	0120-007-110

